

設計業務に係る松阪市発注基準

設計業務委託の発注にあたっては、下記事項及び「別紙発注基準」によることとする。

記

1. 管理技術者及び照査技術者として、技術士又は、これと同等の能力を有する技術者(技術管理者)あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)を配置すること。
2. 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
3. 管理技術者は、打合せ等には必ず出席すること。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
 - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
 - ・大学または高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
 - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験
 - ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
 - ・当該部門に関する技術士試験合格者
5. 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくRCCM資格制度施行規定第4条の規定に合格し、第8条の登録をした者。

発注基準

(別紙)

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	・小規模な災害復旧の設計等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	・単純橋 ・河川構造物(護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工 ・山腹工等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	・連続橋 ・河川構造物(排水場) ・シールド及び推進工法等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が1名以上いること)	技術士	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	・特殊橋梁 ・治水 ・多目的ダム ・下水処理場設計 ・港湾 ・海岸構造物等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が2名以上いることまた、設計内容により複数の部門指定もある)	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) なお、各事業課で定める発注基準による場合は、この限りでない。

松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準

業 務 種 別	作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要綱 (立会者)	
測 量 業 務 者	測量作業共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	測量士資格取得者
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	設計業務委託共通仕様書の業務	管理技術者	管理技術者	管理技術者	<p>建設コンサルタント登録規程の各登録部門が指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士 建築士法により免許を受け、かつ、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門の5年以上の実務経験により登録された1級建築士 建設コンサルタント登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により登録された技術士等の技術管理者 その他の資格者</p> <p>(1) 建設環境部門にあっては、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（濃度関係）の登録をした者又は応用理学部門（選択科目：物理及び化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）で登録をした者</p> <p>(2) 下水道部門にあっては、日本下水道事業団法施行令により認定された第1種下水道技術検定合格者で、かつ、5年以上の実務経験者 （社）建設コンサルタンツ協会により各専門部門で登録されたRCCM</p>

業 務 種 別	作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要綱 (立会者)	
補 用 地 コ ン サ ル タ ン ト 等	土地調査部門 土地の権利者の氏名、住所及び土地の所在、地目、面積等並びに権利の種類、内容の調査等 〔測量法第3条に規定する測量を含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	<p>補償コンサルタント登録規定により各登録部門で補償業務管理者として登録をされた者 (社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士で、かつ、(財)公共用地補償機構が行う補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修の修了者 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</p> <p>その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(1)各補償業務に関し7年以上の実務経験者</p> <p>(2)補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験者</p> <p>(3)各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者</p> <p>ア土地調査部門(用地測量と併せて発注する場合) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>イ土地評価部門 不動産鑑定士</p> <p>ウ物件部門</p> <p>(ア)木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士</p> <p>(イ)非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士</p> <p>(ウ)簡易な工作物及び立竹木調査(用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>エ機械工作物部門 測量機械・生産設備に係る技術士</p> <p>オ営業補償部門 (営業補償に限る。) 公認会計士、税理士、中小企業診断士</p> <p>カ事業損失部門 各部門の事業損失の実務経験者</p>
	土地評価部門 土地評価のための同一状況地域の区分等 残地等の損失補償の調査等 〔不動産の鑑定評価は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	物件部門 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	機械工作物部門 機械工作物の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	営業補償・特殊補償部門 営業補償の調査等 漁業権等の削減等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	事業損失部門 事業損失に関する調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	補償関連部門 意向調査、生活再建調査等 補償説明等の調整等 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	

業 務 種 別	作 業 種 別	作業における対象者			資 格 者 認 定 基 準
		契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要綱 (立会者)	
地 質 調 査 業 務 地 質 調 査 業 務 者	〔コンサルタント 業務〕 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	主任技術者	地質調査業者登録に規程する技術部門(選択科目)で登録した技術士 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)
	〔現場における 調査業務〕 地質・土質等共通 仕様書の業務 (地質・土質調査・ 試験に関する業務)	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	主任技術者	地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 (社)全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士 実務経験者 (1)大学・高専で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2)高校で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ10年以上の実務経験者 (3)その他の者にあつては、12年以上の実務経験者
建 築 士 事 務 所 等	建築設計業務	管理技術者 (主任 技術者)	主任技術者	-	1級建築士、2級建築士及び木造建築士 設備関係における資格者及び実務経験者 (1)建設部門、電気・電子部門、機械部門(選択科目:流体機械又は暖冷房及び冷凍機械)、水道部門及び衛生工学部門で登録した技術士 (2)建築設備資格者として登録された建築設備士 (3)建設業法による1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は(社)空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士で、かつ、資格取得後6年以上の実務経験のある者 (4)電気事業法による第1種又は第2種電気主任技術者で、かつ、資格取得後12年以上の実務経験のある者

* 1 条件付き一般競争入札の発注公告に記載する「入札に参加できる者の資格要件」で求める配置技術者は、この資格者認定基準に該当する者とする。

* 2 この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に2以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等(4)ア及びウ(ウ)の重複のみ例外とする。

* 建設コンサルタント登録規程による技術士要件一覧

技術上の管理をつかさどる者の要件					
登録部門	業務の内容	技術士第2次試験の選択科目			
		技術部門	選択科目		
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む)、砂防(地すべり防止を含む。)若しくは海岸海洋に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	
			総合技術監理部門	建設一般 河川、砂防及び海岸・海洋	
2	港湾及び空港部門	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	港湾及び空港	
			総合技術監理部門	建設一般 港湾及び空港	
3	電力土木部門	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	電力土木	
			総合技術監理部門	建設一般 電力土木	
4	道路部門	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	道路	
			総合技術監理部門	建設一般 道路	
5	鉄道部門	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鉄道	
			総合技術監理部門	建設一般 鉄道	
6	上水道及び工業用水道部門	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	上水道及び工業用水道	
			総合技術監理部門	上下水道一般 上水道及び工業用水道	
7	下水道部門	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	下水道	
			総合技術監理部門	上下水道一般 下水道	
8	農業土木部門	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	農業部門	農業土木	
			総合技術監理部門	農業一般 農業土木	
9	森林土木部門	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	森林部門	森林土木	
			総合技術監理部門	森林一般 森林土木	
10	水産土木部門	港湾計画若しくは沿岸漁場に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理	水産部門	水産土木	
			総合技術監理部門	水産一般 水産土木	
11	廃棄物部門	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理	衛生工学部門	廃棄物管理	
			総合技術監理部門	衛生工学一般 廃棄物管理	
12	造園部門	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画	
			総合技術監理部門	建設一般 都市及び地方計画	
13	都市計画及び地方計画部門	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画	
			総合技術監理部門	建設一般 都市及び地方計画	
			一級建築士	同業務5年以上の実務経験	

経験要

技術上の管理をつかさどる者の要件				
登録部門		業務の内容	技術士第2次試験の選択科目	
			技術部門	選択科目
14	地質部門	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言	応用理学部門	地質
			総合技術監理部門	応用理学一般 地質
15	土質及び基礎部門	事業別の部門に係る土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	土質及び基礎
			総合技術監理部門	建設一般 土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート部門	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鋼構造及びコンクリート
			総合技術監理部門	建設一般 鋼構造及びコンクリート
17	トンネル部門	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	トンネル
			総合技術監理部門	建設一般 トンネル
18	施工計画、施工設備及び積算部門	事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理又は工事实施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント	建設部門	施工計画、施工設備及び積算
			総合技術監理部門	建設一般 施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境部門	前記6から11を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	建設環境
			総合技術監理部門	建設一般 建設環境
20	機械部門	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理	機械部門	機械設計 材料力学 機械力学・制御 動力エネルギー 熱工学 流体工学 交通・物流機会及び建設機械 ロボット又は情報・精密機器
			総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計 材料力学 機械力学・制御 動力エネルギー 熱工学 流体工学 交通・物流機会及び建設機械 ロボット又は情報・精密機器
21	電気電子部門	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	電気電子部門	
			総合技術監理部門	電気・電子一般
				発送配変電
				電気応用
				電子応用
情報通信				
			電気設備	

* (社)建設コンサルタンツ協会により登録されたRCCM資格(配置予定技術管理者となりうる要件)

1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	RCCM規程第4条に規定するRCCM資格試験(以下本表において「RCCM試験」という。)の技術部門が河川、砂防及び海岸であるものに合格していること
2	港湾及び空港部門	RCCM試験の技術部門が港湾及び空港であるものに合格していること
3	電力土木部門	RCCM試験の技術部門が電力土木であるものに合格していること
4	道路部門	RCCM試験の技術部門が道路であるものに合格していること
5	鉄道部門	RCCM試験の技術部門が鉄道であるものに合格していること
6	上水道及び工業用水道部門	RCCM試験の技術部門が上水道及び工業用水道であるものに合格していること
7	下水道部門	RCCM試験の技術部門が下水道であるものに合格していること
8	農業土木部門	RCCM試験の技術部門が農業土木であるものに合格していること
9	森林土木部門	RCCM試験の技術部門が森林土木であるものに合格していること
10	造園部門	RCCM試験の技術部門が造園であるものに合格していること
11	都市計画及び地方計画部門	RCCM試験の技術部門が都市計画及び地方計画であるものに合格していること
12	地質部門	RCCM試験の技術部門が地質であるものに合格していること
13	土質及び基礎部門	RCCM試験の技術部門が土質及び基礎であるものに合格していること
14	鋼構造及びコンクリート部門	RCCM試験の技術部門が鋼構造及びコンクリートであるものに合格していること
15	トンネル部門	RCCM試験の技術部門がトンネルであるものに合格していること
16	施工計画、施工設備及び積算部門	RCCM試験の技術部門が施工計画、施工設備及び積算であるものに合格していること
17	建設環境部門	RCCM試験の技術部門が建設環境であるものに合格していること
18	機械部門	RCCM試験の技術部門が機械であるものに合格していること
19	水産土木部門	RCCM試験の技術部門が水産土木であるものに合格していること
20	電気電子部門	RCCM試験の技術部門が建設電気通信であるものに合格していること
21	廃棄物部門	RCCM試験の技術部門が廃棄物であるものに合格していること